

国民健康保険税の滞納整理強化月間です

問 税務課 収納対策係
☎476-1111(112)

国民健康保険税は、健康保険制度を支える貴重な財源です。納期内納付へのご理解・ご協力をお願いします。

■滞納すると

- ・国民健康保険税を滞納すると、預貯金・財産の差押などの滞納処分を行なう場合があります。
- ・特別な理由により分割納付されると、通常健康保険証より有効期間の短い短期被保険者証の発行となります。

■納付が困難な場合は早めにご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方、災害、失業、病気などのやむを得ない事情で国民健康保険税を納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へご相談ください。

毎週月曜日（祝日を除く）は、午後7時まで夜間窓口を開設しておりますので、納付や納税相談などお気軽にご利用ください。

【お問い合わせ・相談先】

税務課 収納対策係 ☎ 476-1111（内線 112）
保健福祉課 国民健康保険係 ☎ 476-1111（内線 134・135）

広域交流活性化センター「あすばる大崎」及び「あすばる物産館」の譲渡先公募について

問 企画調整課 広報観光係
☎476-1111(225・226)

広域交流活性化センター「あすばる大崎」と「あすばる物産館」については、これまで指定管理者制度などにより管理・運営を行ってききましたが、今後は民間事業者等による施設の更なる有効活用が必要との判断から、当該施設の民間譲渡先を公募することといたしました。

つきましては、以下の条件（案）を付した上で、提案型公募を行うことになりましたので、お知らせします。

1 譲渡の条件（案）

- ①温泉施設経営を継続すること（10年間）
- ②「道の駅くのにの松原おおさき」の維持管理を行うこと
- ③道の駅の機能の一つである物資供給施設としての売店の経営を行うこと
- ④現在の従業員の継続雇用に努めること
- ⑤土地は無償貸付予定（10年間）
- ⑥建物は譲渡後、固定資産相当額を補助（10年間）

※これらの条件を踏まえた上で、現在の温泉と売店以外の施設の活用方法を提案して頂くものです。

2 公募期間

令和2年7月中旬から募集要項を公開し、8月中旬から募集を開始する予定です。
詳細は決まり次第、大崎町ホームページ等でお知らせします。